令和8年度 第3回 市営住宅募集案内

市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に賃貸する目的で、市民の税金と国からの補助金により建設された住宅です。

この募集案内をよくお読みいただき、応募要件や募集住宅、必要書類等の確認をされたうえ、お申込みください。

もくじ

	内容	ページ
1	応募要件・募集期間	1、2
2	募集住宅一覧	3
3	お申込み方法・注意事項	4
4	申込要件の詳細・収入基準	5、6
5	必要書類	7
6	入居後のルール	8、9
7	よくある質問	10
8	参考資料	11～20

1 応募要件・募集期間

― 応募要件 ―

申込前に以下の8つの条件をすべてご確認ください。

	確認項目
□	現に住宅に困窮していることが明らかなこと
□	世帯構成の要件を満たしていること
□	収入要件を満たしていること
□	市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税の滞納がないこと
□	申込者および同居者が暴力団員でないこと
□	自立した生活を営むことができること
□	期間内に必要書類を揃えられること
□	連帯保証人が立てられること（入居決定後の要件）



【お申込み ・ お問合せ先】
本宮市役所 建設部 建築住宅課 住宅係
〒969-1192 本宮市本宮字万世 212 番地
電話:0243-24-5393（直通）



― 募集期間 ―

区分	期間・時間
窓口申込	令和8年11月2日(月)～ 11月30日(月)
	受付時間:8時30分 ～ 17時15分(土日祝日を除く)
郵便申込	令和8年11月20日(金)消印有効
	※申込期限の10日前が郵便申込の締切です

注意事項

- 受付期間外は書類を受け付けできません
- 入居決定は先着順ではありません
- 正午から13時は担当者が不在の場合があり、お待ちいただく場合があります

― 募集締切後のスケジュール(目安)―

下記日程は目安です。変更となる場合がありますのでご注意ください。

時期	内容
令和8年12月第1週頃	市営住宅申込者の暴力団員該当性の照会
令和8年12月第4～5週頃	暴力団員該当性の照会終了
	入居許可書等の手続書類送付(単独決定者)
	抽選日(抽選対象者)
令和9年1月第2週頃	請書の提出・敷金の納付
令和9年1月第4週頃	入居指定日(入居説明・鍵の引渡し・家賃の発生)

2 募集住宅一覧

住　所	住宅名	住宅番号	間取り	構造
本宮字兼谷平 122	兼谷平	51-7 号	6 畳 1 室、4.5 畳 2 室、DK	簡耐 2 階
本宮字兼谷平 136-1	兼谷平	52-306 号	6 畳 2 室、4.5 畳 1 室、DK	中耐 4 階（3 階）
本宮字兼谷平 136-1	兼谷平	52-404 号	6 畳 2 室、4.5 畳 1 室、DK	中耐 4 階（4 階）
本宮字兼谷平 136-1	兼谷平	53-303 号	6 畳 2 室、4.5 畳 1 室、DK	中耐 4 階（3 階）
本宮字兼谷平 136-1	兼谷平	53-304 号	6 畳 2 室、4.5 畳 1 室、DK	中耐 4 階（3 階）
本宮字兼谷平 136-1	兼谷平	53-404 号	6 畳 2 室、4.5 畳 1 室、DK	中耐 4 階（4 階）
本宮市兼谷平 136-1	兼谷平	54-9 号	6 畳 2 室、4.5 畳 1 室、DK	簡耐 2 階
仁井田字村山7	村山	1-1 号	6 畳 2 室、4.5 畳 1 室、DK	木造 2 階
仁井田字村山7	村山	2-4号	6 畳 2 室、4.5 畳 1 室、DK	木造 2 階
仁井田字村山7	村山	3-2 号	6 畳 2 室、4.5 畳 1 室、DK	木造 2 階
仁井田字村山7	村山	59-204 号	6 畳 2 室、4.5 畳 1 室、DK	中耐 3 階（2 階）
仁井田字村山7	村山	59-304 号	6 畳 2 室、4.5 畳 1 室、DK	中耐 3 階（3 階）
仁井田字村山7	村山	60-204 号	6 畳 2 室、4.5 畳 1 室、DK	中耐 3 階（2 階）
仁井田字村山7	村山	60-302 号	6 畳 2 室、4.5 畳 1 室、DK	中耐 3 階（3 階）
仁井田字村山7	村山	60-304 号	6 畳 2 室、4.5 畳 1 室、DK	中耐 3 階（3 階）
仁井田字村山7	村山	61-304 号	6 畳 2 室、4.5 畳 1 室、DK	中耐 3 階（3 階）
仁井田字村山7	村山	62-5 号	6 畳 2 室、4.5 畳 1 室、DK	木造 2 階
仁井田字村山7	村山	63-2 号	6 畳 2 室、4.5 畳 1 室、DK	木造 2 階
仁井田字村山7	村山	63-3 号	6 畳 2 室、4.5 畳 1 室、DK	木造 2 階
糠沢字五味内 208	石神	3 号	6 畳 3 室、DK	木造平家
糠沢字五味内 208	石神	12 号	6 畳 3 室、DK	木造平家
糠沢字五味内 208	石神	15 号	6 畳 3 室、DK	木造平家
糠沢字石神 35-2	石神第二	5 号	6 畳 3 室、DK	木造平家
糠沢字石神 35-2	石神第二	14 号	6 畳 3 室、DK	木造平家
仁井田字吹上 37-40	吹上	27-204 号	5.3 畳 1 室、6 畳 1 室、6.1 畳 1 室 LDK	中耐 3 階（2 階）

⚠ 空き家だからといって、住宅内を覗いたり、庭等に立入ることはやめてください。

3 お申込み方法・注意事項

― お申込み方法 ―

令和8年度より、**郵便でのお申込みが可能**になりました。窓口申込と郵便申込では選考において差はありません。

【窓口申込】

本宮市役所　建築住宅課　住宅係（1階）へ直接お持ちください。

受付期間	**令和8年11月2日（月）～ 11月30日（月）**
受付時間	8時30分 ～ 17時15分（土日祝日を除く）

【郵便申込】 ※令和8年度より新設

郵便申込期限	**令和8年11月20日（金）消印有効**
送付先	〒969-1192　本宮市本宮字万世212番地 本宮市役所　建築住宅課　住宅係　宛

郵便申込の際は、以下の点を必ずご確認ください

- 封筒の表面に「**市営住宅申込書在中**」と赤字で記載してください。
- 申込者用チェックシート（様式4）を必ず同封してください。
- チェックシートが同封されていない場合、受付できません。
- 申込後、担当者より**本人確認のためお電話**をいたします。
- 簡易書留・書留の場合は消印日で判定します。
- 普通郵便で消印がない場合は到着日で受付します。

― 注意事項 ―

1. 1回の募集につき1世帯で**1戸の申込みに限ります。**申込後の変更は**1回のみ**可能です。
2. 白沢総合支所への書類提出はできません。
3. 募集期間内にすべての書類が揃わない場合は受付できません。
4. 申込みをしても、必ず入居できるわけではありません。申込者が複数いる場合は「住宅困窮状況申告書」に基づき、住宅困窮度を調査のうえ、単独決定・抽選・落選を決定します。
5. 空き家への無断立入は禁止です。
6. 郵便申込と窓口申込は同等の効力を持ちます。申込方法による優劣はありません。
7. 郵便申込後、担当者より本人確認のためお電話をいたします。

4　申込要件の詳細・収入基準

― 申込要件 ―

① 現に住宅に困っていること

- 自己の住宅を所有している場合は申込みできません。
- ただし、募集期間内に住宅の処分が決まっており証明できる場合は可能です。
 （例：裁判所による立退き通知、所有権移転登記後の登記事項証明書、建物滅失登記済証等）
- 公営住宅（市営・県営）にお住まいの方は、原則申込みできません。
 （名義人以外は申込みできる場合もあります）

② 同居する家族がいること

単身での入居は、以下に該当する方のみ可能です。
ただし、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方で、介護が受けられず単身で暮らすことが事実上できない方を除きます。

区分	要件
高齢者	60歳以上の方
身体障がい者	身体障がい者手帳1～4級の方
精神障がい者	精神障がい者手帳1～3級の方、または同程度の知的障がい者認定を受けた方
生活保護受給者	生活保護の被保護者
その他	本宮市営住宅条例に基づく入居資格者

③ 暴力団員でないこと

申込者は必ず警察に照会をかけています。

④ 税等の滞納がないこと

過年度・現年度を問わず、入居者全員が市区町村民税および使用料を滞納していないこと。
以前、市営住宅に住まれていた方は、住宅使用料等を滞納していないこと。
分納中であっても入居することはできません。

⑤ 収入基準を満たしていること

― 収入基準 ―

申込世帯の**月額所得額**が以下の基準以下であることが必要です。
基準額を超える可能性がある方は、まず源泉徴収票または所得証明書でご確認ください。

世帯区分	月額所得基準
一般階層世帯	158,000円以下
裁量階層世帯（高齢者・子育て・障がい者等）	214,000円以下

【裁量階層世帯とは】

区分	要件
高齢者世帯	申込者が60歳以上で、同居親族全員が18歳未満または60歳以上
子育て世帯	申込者に現在同居し扶養している小学校入学前の子供がいる世帯
障害者世帯	申込者または同居親族が身体障がい1～4級・精神障がい1、2級・知的障がい（同程度）の認定を受けている世帯
その他	戦傷病者世帯・ハンセン病世帯・海外引揚者世帯・被爆世帯　等

【月額所得額の計算式】

月額所得額 ＝｛(入居者・同居者の年間総所得金額)－(入居者・同居者の控除金額)｝÷ 12ヶ月

【主な控除額一覧】

控除の種類	控除額
給与所得または公的年金等の雑所得がある方(1人につき)	10万円 ※所得が10万円未満の場合は当該金額
同居・別居扶養親族がいる方(1人につき)	38万円
特定扶養親族(16歳以上23歳未満)がいる方(1人につき)	25万円
70歳以上の同一生計配偶者・扶養親族がいる方(1人につき)	10万円
障がい者手帳等を交付されている方(1人につき)	27万円
うち身体1・2級、精神1級、療育手帳 A 級の方(1人につき)	40万円
ひとり親に該当する方・男女不問(1人につき)	35万円
寡婦に該当する方・女性のみ(1人につき)	27万円

※ひとり親・寡婦の控除は重複して適用できません。

【収入基準早見表】

※収入のある方が1人で、扶養親族控除のみの場合。
　金額は、源泉徴収票の支払金額欄の額と比較し確認してください。
　単位は円となります。

①給与所得者の場合

世帯区分	単身	2人	3人	4人	5人
一般階層年収入	2,965,714	3,508,571	3,995,000	4,470,000	4,945,000
裁量階層年収入	3,885,000	4,360,000	4,835,000	5,310,000	5,785,000

【令和7年度中に仕事を始めた方の場合】

推定年間総収入金額
＝(勤務した翌月から申込月の前月までの総収入金額－賞与)÷勤務月数×12ヶ月＋賞与

5　必要書類※提出された書類は返却できませんので、ご承知ください。

― 全申込者が提出する書類 ―

建築住宅課でお渡しするもの（このしおりに同封）

No.	書類名	備考
1	市営住宅入居申込書	
2	住宅困窮状況申告書	状況を証明する書類も必要

お住まいの市町村で発行するもの

No.	書類名	備考
3	世帯全員の住民票	本籍・続柄の記載があるもの
4	**令和８年度**課税証明書または非課税証明書	高校生以上の入居予定者全員分。所得のある方は課税証明書、所得のない方・非課税の方は非課税証明書
5	**令和8年度**　納税証明書	市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税の納税を確認できるもの（高校生以上の入居予定者全員分）。課税されていない方は不要

※課税証明書・納税証明書は**令和8年1月1日現在**にお住まいだった市町村で取得してください。
※本宮市外で取得される方は、納税状況がわかる様式のものをご提出ください。

― 各個人の事情による必要書類 ―

区分	書類名
郵便により申込む方	申込者用チェックシート（様式4）
母子（父子）世帯または単身者で申込む方	戸籍謄本
生活保護を受給している方	生活保護受給証明書
障がい者のいる世帯	各種手帳の写し
扶養者がいる方（給与所得者）	給与所得源泉徴収票の写し
扶養者がいる方（事業所得者）	確定申告書の写し
高校生・大学生がいる世帯	学生証の写し
婚約中の方（3ヶ月以内に結婚する方限定）	婚約証明書（本宮市建築住宅課様式）
DV 被害者世帯	婦人相談センター所長の証明、母子生活支援施設の長の証明、裁判所の保護決定書の写し　等
居住制限者・旧居住制限者で申込む方	被災証明書の写し（平成 23 年 3 月 11 日時点での居住地の市町村で取得）
事実上婚姻関係にある方	戸籍謄本（双方分）
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をした方	宣誓証明書または宣誓証明カード等の写し
過去1年間に転職・就職した方	転職後の会社等からの給与支払証明書（丸3ヶ月以上の実績が必要）
本人または家族が無職の場合	雇用保険受給資格者票、退職証明書、民生委員の証明する無職証明書

6 入居後のルール

― 連帯保証人について ―

入居の際、連帯保証人1名が必要です。

項目	内容
居住地要件	本宮市・郡山市・二本松市・三春町・大玉村のいずれかに居住していること
収入要件	入居者と同程度以上の収入があること
滞納要件	市区町村税・使用料の滞納がないこと
極度額	入居時の家賃の12ヶ月分

・ 高齢単身者の方は、なるべく自身より若い方を保証人として選んでください。
・ 連帯保証人手続きや入居手続きの際は、保証人の方と共に建築住宅課窓口へお越しください。
・ 連帯保証人を選任することが困難な場合はご相談ください。

― 家賃について ―

家賃は世帯の所得により決定します（民間賃貸住宅と最も異なる点です）
収入超過者になると、居住年数によって、家賃に一定の割合で割増家賃が加算されることになります。

項目	内容
家賃の決定	世帯の月額所得額により算定
収入申告	毎年7月～9月頃に収入申告書を提出。未提出の場合は近傍同種家賃（民間住宅並みの家賃）が適用されます
家賃の変更	入居者構成に変化があった場合は翌月から再計算した家賃を適用
敷金	入居前に家賃の3ヶ月分を納付（退去時原則返還。滞納がある場合は全額返還できない場合があります）
礼金	なし
納付方法	口座振替（毎月末までに当月分を納付）

⚠ 家賃を滞納すると連帯保証人に迷惑をかけるほか、明渡しをしていただくことになります。
滞納は絶対にしないでください。

― 住宅の設備について ―

	一般の市営住宅	下田市営住宅	吹上・桝形第二・下田第二市営住宅
設備あり	テレビアンテナ（中層耐火のみ）	ユニットバス・給湯設備・網戸・カーテンレール	ユニットバス・給湯設備・網戸・カーテンレール・テレビアンテナ（BS 含む）
入居者が用意する設備	浴槽・風呂釜・瞬間湯沸器・網戸・カーテンレール・各部屋の照明・ガスコンロ・テレビアンテナ・エアコン	各部屋の照明・ガスコンロ・テレビアンテナ・エアコン	各部屋の照明・ガスコンロ・エアコン

・ 部屋の設備改造やアンペア変更には市の承認が必要です。早めにご相談ください。
・ 市営住宅は税金で建設された公的な住宅です。危険性がなく日常生活に支障のない範囲の傷みは修繕を行っておりません。民間賃貸住宅とは異なりますのでご了承ください。
・ 退去時は畳の表替え、襖・障子の張り替えが必要です。
・ 吹上・桝形第二・下田第二住宅はハウスクリーニングも必要です。
・ 短期の入居では民間住宅以上にコストがかかる場合があります。

― 駐車場について ―

市営住宅名	駐車場料金	原則台数	市での車庫証明
下田市営住宅	1台につき月額 2,000 円	世帯1台のみ（2台目以降は管理人へ相談）	不要
吹上市営住宅		世帯1台のみ（2台目以降は市役所へ相談）	可
桝形第二市営住宅		世帯2台まで	可
下田第二市営住宅			不要
上記以外の市営住宅	専用の駐車場はありません。 各市営住宅の管理人が取りまとめ（民間駐車場の場合あり）		不可

・ 路上駐車・迷惑駐車は禁止です。
・ 駐車場を使用する際は事前に申請が必要です。
・ 滞納がある場合は、駐車場を借りる前に税務課との話し合いが必要となる場合があります。

― その他のルール ―

項目	内容
町内会	各市営住宅の町内会活動・決まり事を厳守してください
ペット	犬・猫等の動物（嗜好動物）は一切飼育不可（盲導犬を除く）。一時的な預かりも禁止。現在飼育中の方は入居前までに譲渡等が必要です。（下田第二住宅を除く）

7 よくある質問

Q1. 家賃はどのくらいかかりますか？

A. 算出した月額所得額を、参考資料の該当住宅の表に当てはめてください。

Q2. 将来、親や子どもを同居させることは可能ですか？

A. 同居の手続きをとり承認された場合は可能です。ただし、同居する方の収入が多く収入基準を上回る場合は認められないことがあります。

Q3. 年に何回募集しますか？

A. 住宅の空き状況によって変化しますが、年4回（5月・8月・11月・2月頃）実施しています。

Q4. 税金を分納中ですが申込めますか？

A. 滞納が残っている場合は申込みできません。完納後にお申込みください。

Q5. 前回落選しました。今回別の住宅に応募できますか？

A. 可能です。前回提出した書類で再利用できるものもありますので、ご相談ください。

Q6. 家を建替えるために一時的に入居できますか？

A. 公営住宅への一時入居はできません。

Q7. 申込時に部屋を下見できますか？

A. 原則できません。入居が決定し手続きが完了した場合のみ、入居日まで1日単位で鍵の貸出しが可能です（土日祝祭日を除く開庁時間内）。

Q8. 連帯保証人が指定市町村以外にしかいません。

A. 指定された市町村以外の方は認めていません。

Q9. 連帯保証人の収入が入居者より低いのですが？

A. 程度によりますので、ご相談ください。

Q10. 市営住宅の予約はできますか？

A. 予約はできません。公募がかかった際に書類を提出された方の中から、住宅困窮度を基に入居者を決定しています。

Q11. 郵便で申込みはできますか？

A. 令和8年度より郵便申込が可能になりました。申込期限の10日前までの消印有効です。
封筒に「市営住宅申込書在中」と赤字で記載し、このしおりに同封の申込者用チェックシートを一緒に封入のうえ、建築住宅課住宅係宛にお送りください。

Q12. 郵便で申込んだ場合、受付されたか確認できますか？

A. 到着後、担当者より本人確認のためお電話いたします。書類に不備がある場合もお電話でご連絡します。連絡が取れない場合は文書でお知らせします。

Q13. 世帯外で扶養している家族がいますが、収入計算に影響しますか？

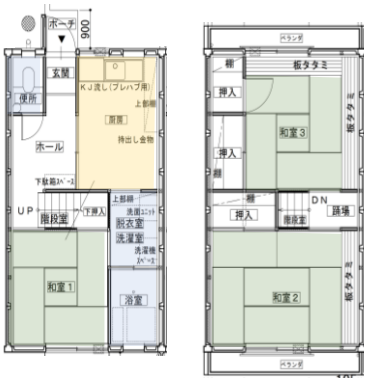
A. 別居扶養親族がいる場合は、1人につき38万円の控除が適用されます。P.4 の控除一覧をご確認ください。

8 参考資料　（令和８年度１１月募集住宅　住宅情報）

1.兼谷平市営住宅（住所：本宮字兼谷平122・136-1）

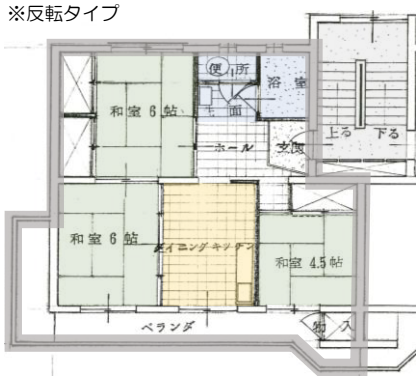


51-7 号



52-306 号•52-404 号•53-303 号•
53-304 号 • 53-404 号

※反転タイプ



54-9 号



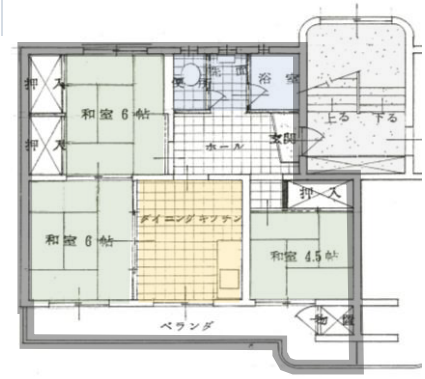
	兼谷平市営住宅　令和８年度家賃表						
分位	認定月額	51-7号	52-306号・52−404号	53-303号・53-304号・53-404号	54-9号	一般階層	裁量階層
1	～10万4000 円	13,700 円	13,200 円	13,500 円	15,100 円		
2	～12万3000 円	15,800 円	15,300 円	15,500 円	17,400 円		
3	～13万9000 円	18,100 円	17,500 円	17,800 円	20,000 円		
4	～15万8000 円	20,400 円	19,700 円	20,000 円	22,500 円		
5	～18万6000 円	21,800 円	22,500 円	22,900 円	23,300 円	収入超過	
6	～21万4000 円	21,800 円	26,000 円	26,400 円	23,300 円		
7	～25万9000 円	21,800 円	30,500 円	31,000 円	23,300 円		収入超過
8	25万9001 円～	21,800 円	35,100 円	35,700 円	23,300円		

※兼谷平市営住宅には、市で管理する駐車場がありません。そのため、車庫証明が発行できませんのでご注意ください。

2-1.村山市営住宅（住所：仁井田字村山7）



59-204 号・59-304 号・
61-304 号



60-204 号・60-302 号・
60-304 号



※反転タイプ





村山市営住宅　令和８年度家賃表						
分位	認定月額	59-204号・59-304号	60-204号・60-302号・60-304号	61-304号	一般階層	裁量階層
1	～10万4000 円	15,700 円	17,300 円	16,100 円		
2	～12万3000 円	18,100 円	19,900 円	18,600 円		
3	～13万9000 円	20,700 円	22,800 円	21,300 円		
4	～15万8000 円	23,300 円	25,700 円	24,000 円		
5	～18万6000 円	26,700 円	29,400 円	27,500 円	収入超過	
6	～21万4000 円	30,800 円	33,900 円	31,700 円		
7	～25万9000 円	36,000 円	39,700 円	37,100 円		収入超過
8	25万9001 円～	41,600 円	45,800 円	42,800 円		

※村山市営住宅には、市で管理する駐車場がありません。そのため、車庫証明が発行できませんのでご注意ください。

2-2.村山市営住宅（住所：仁井田字村山字村山７）



62-5 号・63-2 号・63-3 号・1-1 号・
2-4 号・3-2 号

※反転タイプ









村山市営住宅　令和８年度家賃表								
分位	認定月額	62-5号	63-2号・63-3号	1-1号	2-4号	3-2号	一般階層	裁量階層
1	～10万4000 円	14,700 円	14,900 円	15,100 円	15,300 円	15,400 円		
2	～12万3000 円	16,900 円	17,200 円	17,400 円	17,600 円	17,800 円		
3	～13万9000 円	19,400 円	19,600 円	19,900 円	20,100 円	20,400 円		
4	～15万8000 円	21,900 円	22,200 円	22,400 円	22,700 円	23,000 円		
5	～18万6000 円	25,000 円	25,300 円	25,600 円	26,000 円	26,300 円	収入超過	
6	～21万4000 円	28,800 円	29,200 円	29,600 円	30,000 円	30,400 円		
7	～25万9000 円	33,800 円	34,200 円	34,700 円	35,100 円	35,500 円		収入超過
8	25万9001 円～	38,900 円	38,100 円	35,200 円	35,300 円	37,900 円		

※村山市営住宅には、市で管理する駐車場がありません。そのため、車庫証明が発行できませんのでご注意ください。

3.石神市営住宅（住所：本宮市糠沢字五味内 208）

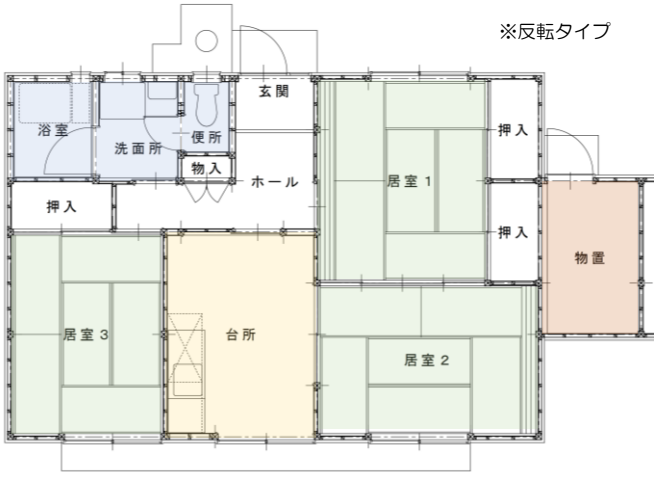






３号・12号・15号

※反転タイプ



石神市営住宅　令和８年度家賃表						
分位	認定月額	3号	12号	15号	一般階層	裁量階層
1	～10万4000 円	12,100 円	12,100 円	12,200 円		
2	～12万3000 円	13,900 円	13,900 円	14,100 円		
3	～13万9000 円	16,000 円	16,000 円	16,200 円		
4	～15万8000 円	18,000 円	18,000 円	18,200 円		
5	～18万6000 円	20,600 円	20,600 円	20,900 円	収入超過	
6	～21万4000 円	23,800 円	23,800 円	24,100 円		
7	～25万9000 円	27,800 円	27,800 円	28,200 円		収入超過
8	25万9001 円～	32,100 円	30,700 円	32,500 円		

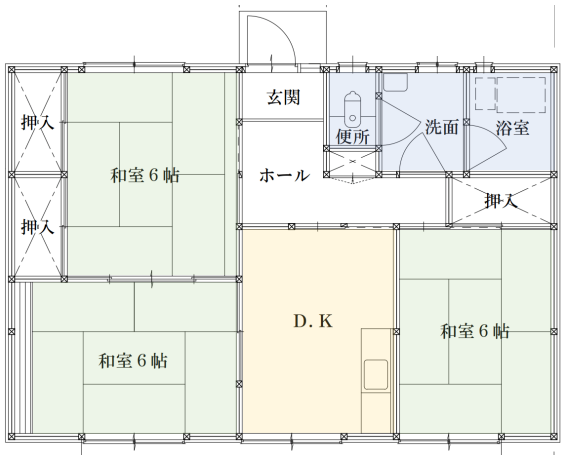
※石神市営住宅には、市で管理する駐車場がありません。

4.石神第二市営住宅（住所：本宮市糠沢字石神３５-２）





５号・１４号



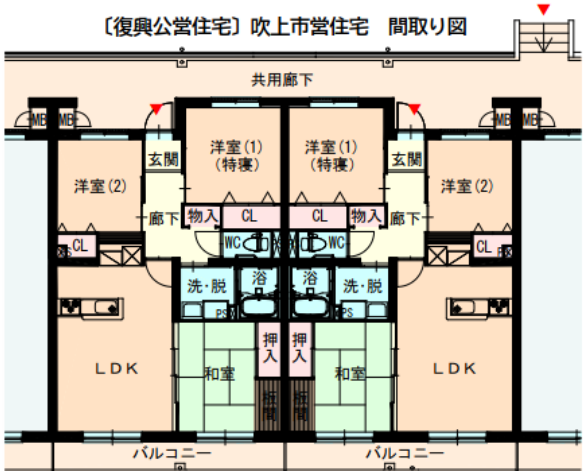
石神第二市営住宅　令和８年度家賃表					
分位	認定月額	5号	14号	一般階層	裁量階層
1	～10万4000 円	13,400 円	13,800 円		
2	～12万3000 円	15,500 円	15,900 円		
3	～13万9000 円	17,700 円	18,200 円		
4	～15万8000 円	20,000 円	20,500 円		
5	～18万6000 円	22,800 円	23,400 円	収入超過	
6	～21万4000 円	26,400 円	27,100 円		
7	～25万9000 円	30,900 円	31,700 円		収入超過
8	25万9001 円～	32,800 円	34,000 円		

※石神第二市営住宅には、市で管理する駐車場がありません。

5.吹上市営住宅（住所：本宮市仁井田字吹上 37-40）



27-204 号







吹上市営住宅　令和8年度家賃表					
分位	認定月額	27-204号		一般階層	裁量階層
		居住制限者 旧居住制限者	【一般】		
1-①	0円	16,700 円	―		
1-②	～ 4万円	19,400 円	―		
1-③	～ 6万円	22,100 円	―		
1-④	～ 8万円	24,800 円	―		
1	～10万4000円	25,500 円			
2	～12万3000円	29,500 円			
3	～13万9000円	33,700 円			
4	～15万8000円	38,000 円			
5	～18万6000円	43,500 円		収入超過	
6	～21万4000円	50,200 円			
7	～25万9000円	58,700 円			収入超過
8	25万9001円～	67,700 円			

※吹上市営住宅には、市で管理する駐車場があります。契約は 1 世帯あたり 1 台までとなります。

― 参考資料 ― 記載例

様式第1号(第2条関係)

市営住宅入居申込書

こちらに記載された方が各種手続きの際の宛名（契約者）になります。
また、電話番号は確実に連絡がとれるものをお願いします。

申込者	住所	本宮市本宮字万世212		入居希望市営住宅
	ふりがな	もとみや　たろう		
	氏名	本宮　太郎		●●　市営住宅
	電話番号	○○○-○○○○-○○○○		
	勤務先	本宮市役所		▲▲　号

区分	氏名 個人番号	続柄	生年月日	勤務先	年収入総額
入居予定者	本宮　太郎	本人	H1.1.1	本宮市役所	100万円
	本宮　花子	妻	H1.1.1	無職	0円
	本宮　あゆみ	子	H29.1.1		

こちらに記載された人以外は許可なく市営住宅に住むことが出来ません。
入居後に入居者が増える場合は、手続きを受ける必要があります。

同居者以外の扶養親族(同居はしていないが申込者が扶養している親族があれば記載)

	氏名 個人番号	続柄	生年月日	住所	備考
1	本宮　まゆみ	子	H18.1.1	●●市●●	大学生
2					

令和●●年●●月●●日

本宮市長　　高　松　　義　行　様

上記住宅に入居を申し込みます。なお、入居資格の調査のために市長が住民票情報、市区町村民税情報、障害関係情報、生活保護受給に関する情報を調査することに同意します。

住　所　本宮市本宮字万世212
申込者
氏　名　本宮　太郎

＜注意＞
① 困窮度状況は応募する方が証明してください。
② 口頭だけでは、困窮度状況を証明することになりませんので、各困窮度状況に応じた証明書類をご提出ください。
③ 証明書類にはマイナンバーを記載しないでください。

住

（該当する事項を〇で囲んでください。）

（１） 現住宅が住居として不適当である。
・現住宅が住居として不適当であることを証明する写真等を提出してください。（場合によっては、現地調査をさせていただきます。）

イ 住宅が倒壊する恐れがあり、その他危険な状態の住宅に居住している。
ロ バラック建て住宅に居住している。
ハ 転用住宅に居住している。

（２） 生活上著しく不便な住宅に住んでいる。
・当該設備が専用ではなく、他世帯と共用していることを証明する書類を提出してください。（住宅の間取り図等）

イ 炊事場、便所、給水の３設備が共用している。
ロ 上記３設備のうち２設備が共用している。
ハ 上記３設備のうち１設備のみが共用している。

（３） 住宅がないため家族と別居している。
・イとロにつきましては、当該理由を証明できる書類を提出してください。
・ハにつきましては、婚約証明書を提出してください。（建築住宅課で配布しています。）

イ 夫婦又は子と別居している。
ロ 扶養を要する親又は兄弟姉妹と別居している。
ハ 婚約が成立しているが住宅がないため結婚できない。

（４） 過密住宅に住んでいる。
・過密住宅に住んでいることを証明する書類を提出してください。（住宅の間取りや面積が確認できる書類及び居住者の住民票等）

イ １人あたり 1.3 畳未満である。
ロ １人あたり 1.3 畳以上 1.6 畳未満である。
ハ １人あたり 1.6 畳以上 2.0 畳未満である。
ニ １人あたり 2.0 畳を越えているが 15 歳以上の者が３人以上で１室に居住している。
ホ １人あたり 2.0 畳を越えているが 15 歳未満の者を含む３人以上で１室に居住している。

（５） 立退要求を受けている。
・立退要求を受けていることを証明する書類を提出してください。（訴訟等に係る調書または雇主・勤務先・貸主等から立退要求をする一筆等）

イ 裁判上の判決、和解又は調停の成立により明渡しが決裁済みである。
ロ 定年退職等自己都合以外の理由により社宅等から立退くことが必要である。
ハ 立退問題について裁判係争中である。
ニ 立退きを要求されている。（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。）

（６） 遠距離通勤者である。
・遠距離通勤者であることを証明する書類を提出してください。（自宅及び勤務先の位置図等の住所が確認できる書類）

イ 通勤に要する距離が片道５０㎞以上である。
ロ 通勤に要する距離が片道３５㎞以上５０㎞未満である。
ハ 通勤に要する距離が片道２５㎞以上３５㎞未満である。
ニ 通勤に要する距離が片道１５㎞以上２５㎞未満である。

（７）　過大住居費である。

・過大住居費であることを証明する書類を提出してください。
（賃貸契約書の写し等の家賃が確認できる書類）

イ　現に支払っている家賃の額が、条例第２条第３号に規定する収入（以下「収入」という。）に対して 30%を超えている。

ロ　現に支払っている家賃の額が、条例第２条第３号に規定する収入に対して 20%を超えている。

（８）　その他特殊事情がある。

イ　親族以外の世帯と同居している。

ロ　親族の世帯が３世帯同居している。

ハ　災害により住宅がない。

ニ　公共事業の執行により立ち退きを必要としているが移転先がない。

ホ　その他

・イとロにつきましては、親族以外の方または親族の方の住民票等を提出してください。
・ハにつきましては、罹災証明書等を提出してください。
・ニにつきましては、公共事業を執行している市町村の証明を提出してください。

【自由記述】
上記にあてはまる事項がない場合は、
市営住宅に申込む事情を具体的にご記入ください。
単なる「現在の住居に住めない」という事情では、認められない場合があります。

この申告書に記載した事項は、すべて事実に相違ないことを誓約いたします。
また、私（入居予定者を含む。）は暴力団員ではありません。暴力団員でないことについて、福島県郡山北警察署へ照会することに同意いたします。
なお、記載した事項が事実と相違ある場合は、申込みを無効とされても異議ありません。

令和●●年●●月●●日

本宮市長　　高　松　　義　行　様

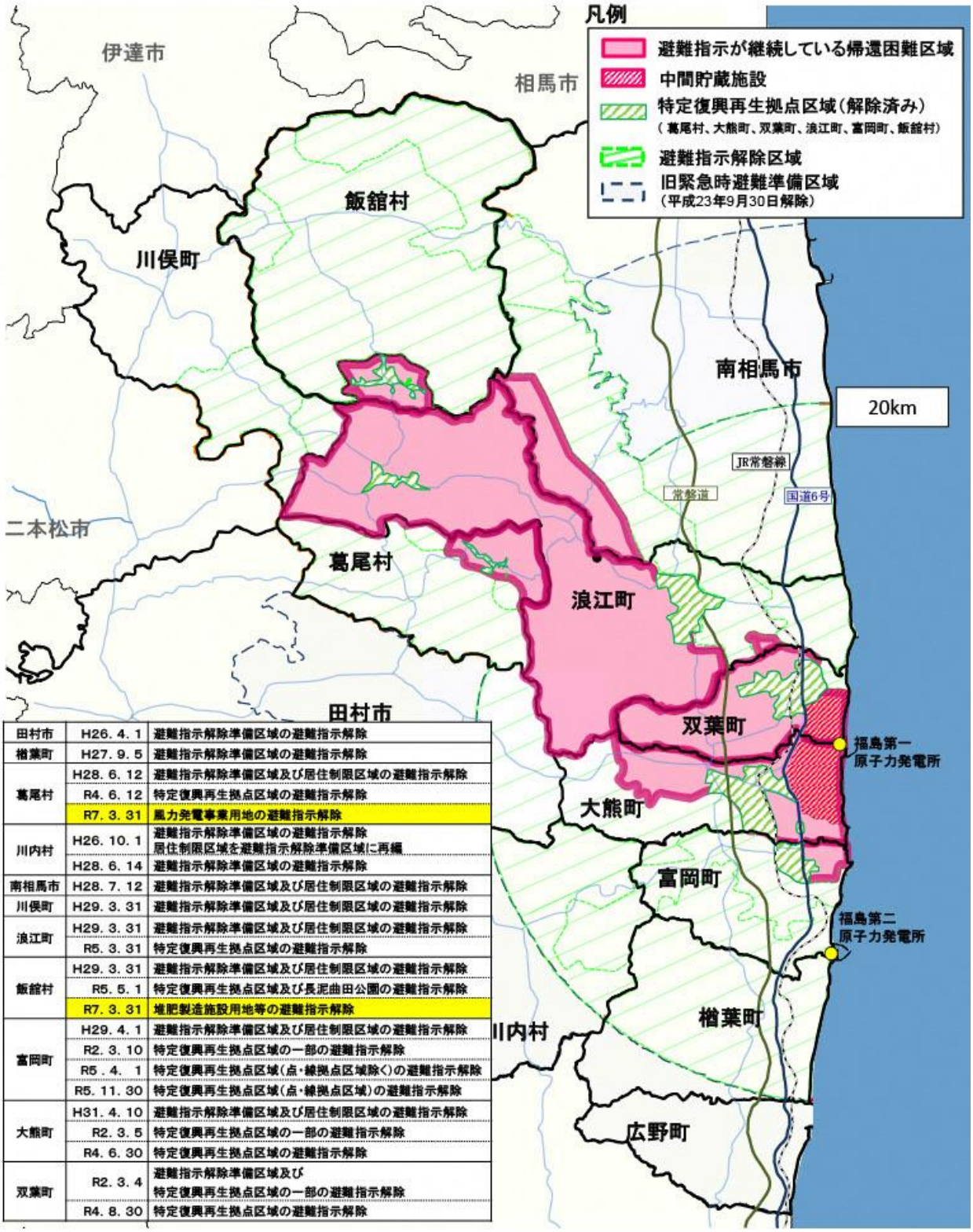
住所　本宮市本宮字万世 212

申込者

氏名　本宮　太郎

避難指示区域の概念図

令和7年3月31日時点　飯舘村及び葛尾村の土地活用に向けた避難指示解除後



田村市	H26. 4. 1	避難指示解除準備区域の避難指示解除
楢葉町	H27. 9. 5	避難指示解除準備区域の避難指示解除
葛尾村	H28. 6. 12	避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示解除
	R4. 6. 12	特定復興再生拠点区域の避難指示解除
	R7. 3. 31	風力発電事業用地の避難指示解除
川内村	H26. 10. 1	避難指示解除準備区域の避難指示解除 居住制限区域を避難指示解除準備区域に再編
	H28. 6. 14	避難指示解除準備区域の避難指示解除
南相馬市	H28. 7. 12	避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示解除
川俣町	H29. 3. 31	避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示解除
浪江町	H29. 3. 31	避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示解除
	R5. 3. 31	特定復興再生拠点区域の避難指示解除
飯舘村	H29. 3. 31	避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示解除
	R5. 5. 1	特定復興再生拠点区域及び長泥曲田公園の避難指示解除
	R7. 3. 31	堆肥製造施設用地等の避難指示解除
富岡町	H29. 4. 1	避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示解除
	R2. 3. 10	特定復興再生拠点区域の一部の避難指示解除
	R5 . 4. 1	特定復興再生拠点区域（点・線拠点区域除く）の避難指示解除
	R5. 11. 30	特定復興再生拠点区域（点・線拠点区域）の避難指示解除
大熊町	H31. 4. 10	避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示解除
	R2. 3. 5	特定復興再生拠点区域の一部の避難指示解除
	R4. 6. 30	特定復興再生拠点区域の避難指示解除
双葉町	R2. 3. 4	避難指示解除準備区域及び 特定復興再生拠点区域の一部の避難指示解除
	R4. 8. 30	特定復興再生拠点区域の避難指示解除

MEMO

